

新市の将来像

人と自然が^{かがや}輝き、人が^{ひら}拓く、
^た多^き機^{のう}能^と都市^し

始良中央地区1市6町の合併にむけて

霧島市

平成16年7月

始良中央地区合併協議会

平成15年4月に「始良中央地区合併協議会」を設置して以来、「合併の期日」、「新市の名称」、「事務所の位置」をはじめ、住民のみなさまの生活に直接影響する「地方税」、「使用料・手数料」等の取扱い、1市6町で行っている事務事業の一元化の方針、さらには、新市における基本施策をまとめた「新市まちづくり計画」などについて27回の会議を重ねてきました。合併することにより、住民生活がどのように変わるのか、また、新市は将来どのような姿になるのか、これらのことを知っていただくためには、協議会での協議結果を住民のみなさまに的確にお伝えしなければなりません。昨年12月には、「新市まちづくり計画」【概要版】を各家庭にお配りし、1回目の住民説明会を各市町ごとに行いました。

そこで、今回、一通りの協議が終了しましたので、住民のみなさまの生活に直接影響する項目を中心に冊子を作成し、ご家庭に配布するとともに、合併についての2回目の住民説明会を各市町で開催することとしています。本冊子を読んでいただき、住民説明会にお越しいただければ幸いです。

次の世代が生きる未来のために、今、勇気ある決断が求められています。

4月には将来を背負っていく、1市6町の小学生(4年生以上)、中学生を対象に合併について関心を持ってもらうために「キッズ情報」を配布しました。



「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を目指して …… 1

合併でどうなる？私たちの生活

●一般編	3
●社会基盤編	5
●生活環境編	5
●教育文化編	7
●保健福祉編	9
●産業経済編	13
●コミュニティ編	15
●行財政編	16
●合併協定項目	17

1市6町の合併Q & A …… 19

新市まちづくり計画

●合併という究極の行政改革により、新市まちづくり計画が可能になります …	24
●新市まちづくり計画施策一覧 ……	25
●新市まちづくり計画の実施計画概要 ……	27

これまでの経緯と今後の流れ

『世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市』を目指して

国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町の1市6町がそれぞれ培ってきた良き伝統を引き継ぎ、7つが1つになることのメリットを最大限に活かしたまちづくりを進めます。

新しい市は、次のような地域特性を持っています。

1. 陸・海・空の交通体系が整った南九州の交通の要衝です。
2. 地域特性を活かした農産物、農産加工品、特産品が豊富です。
3. 企業・大学が立地しており、さらに誘致できる地理的条件に恵まれています。
4. 自然及び歴史的資産、観光資源が豊富で、個性のある地域の文化が息づいています。



工業団地(横川町)



横川町物産館(横川町)



みやまコンセール(牧園町)



霧島九面太鼓(牧園町)



みそべ茶(溝辺町)



鹿児島空港(溝辺町)



国分隼人テクノポリスセンター(隼人町)



大学(隼人町)



高千穂(霧島町)



霧島神宮(霧島町)



先端技術産業(国分市)



上野原遺跡(国分市)

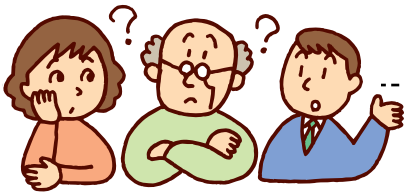


夫婦イチョウ(福山町)

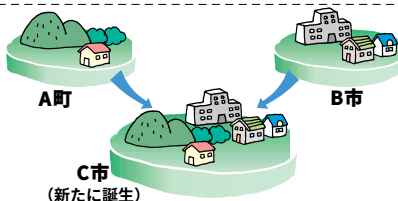
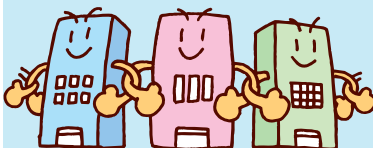
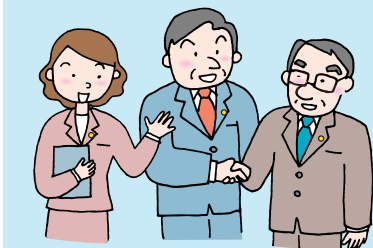


福山黒牛(福山町)

1市6町が合併するにあたっては、基本的に住民サービスを向上させることを目指して事務事業の調整を行っています。ここでは、合併するとどうなるのかということ、多くの住民の方に関係するものを中心に掲載しました。



一般編

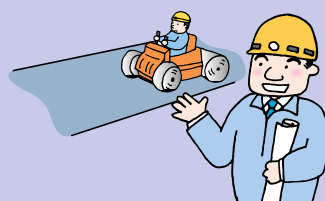
合併の方式	■ 新設合併(対等合併)となります。 																
合併の期日	■ 事務手続きや電算システムの構築を考慮しながら、合併特例法を活用するために平成17年2月14日となります。 (※状況によっては、今後協議により変更する場合があります。)																
新市の名称	■ 新しい市の名前は、全国的な知名度、地域イメージなどから「霧島市」に決まりました。公募(3,887件)の中から最終候補3候補(「霧島市」、「南九州市」、「きりしま市」)を名称検討小委員会で絞り込み、合併協議会で最終決定しました。																
事務所の位置 	■ 当面は、新たな庁舎を建てることなく、今の国分市役所を本庁として、これまでの市役所、各役場は今までとほとんど変わらない仕事をする総合支所として、牧之原支所は支所として残ります。 なお、将来的には、住民サービスが低下しないよう行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討します。 (組織機構のイメージ図はQ & Aの21ページから22ページを参照)																
各市町の財産	■ 各市町の全ての財産、公の施設、負債(借金)を新市に引継ぎます。																
議会議員の定数・任期 	■ 新市の議会議員の定数は34人になります。ただし、合併特例法第6条第1項(定数特例)の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙によって選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は48人とします。また選挙区については、関係市町の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <td>国分市の区域</td><td>16人</td><td>霧島町の区域</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>溝辺町の区域</td><td>4人</td><td>隼人町の区域</td><td>12人</td></tr> <tr> <td>横川町の区域</td><td>3人</td><td>福山町の区域</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>牧園町の区域</td><td>5人</td><td>合 計</td><td>48人</td></tr> </table> ■ なお、特例適用後の選挙からは、選挙区は設置しません。	国分市の区域	16人	霧島町の区域	4人	溝辺町の区域	4人	隼人町の区域	12人	横川町の区域	3人	福山町の区域	4人	牧園町の区域	5人	合 計	48人
国分市の区域	16人	霧島町の区域	4人														
溝辺町の区域	4人	隼人町の区域	12人														
横川町の区域	3人	福山町の区域	4人														
牧園町の区域	5人	合 計	48人														

農業委員の定数・任期	■ 新市に1つの農業委員会を置きます。農業委員の選挙による定数は40人とし、旧市町単位で選挙区を設置します。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において選挙人名簿の数によって調整します。なお、合併特例法を適用して、現在の農業委員は平成17年7月19日まで引き続き新市の委員として在任することになります。												
税金	■ 個人市民税の所得割及び均等割(3,000円)は現行のとおりです。 法人市民税の均等割については標準税率、法人税割は、国分市の例により制限税率14.7%を採用します。ただし、国分市を除く6町は、平成17～19年度は現行の税率が適用されます。 固定資産税の税率は、現行のとおり1.4%です。 軽自動車税の税率は、基本的には現行のとおりです。 (例) <table><tr><td>原付50cc以下</td><td>1,000円/年</td></tr><tr><td>軽自動車 四輪以上 乗用自家用</td><td>7,200円/年</td></tr><tr><td>軽自動車 四輪以上 貨物自家用</td><td>4,000円/年</td></tr></table> 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとします。 (例) <table><tr><td>宿泊料が8,000円以上</td><td>150円/人</td></tr><tr><td>宿泊料が5,000円以上8,000円未満</td><td>130円/人</td></tr><tr><td>宿泊料が5,000円未満</td><td>80円/人</td></tr></table> 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりです。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整します。 国民健康保険税の税率は、合併後の平成17年度課税分までは、1市6町の例によってそのままですが、平成18年度課税分から新市で統一します。 課税方式は、資産割課税を廃止した3方式(所得割、均等割、平等割)を検討します。  	原付50cc以下	1,000円/年	軽自動車 四輪以上 乗用自家用	7,200円/年	軽自動車 四輪以上 貨物自家用	4,000円/年	宿泊料が8,000円以上	150円/人	宿泊料が5,000円以上8,000円未満	130円/人	宿泊料が5,000円未満	80円/人
原付50cc以下	1,000円/年												
軽自動車 四輪以上 乗用自家用	7,200円/年												
軽自動車 四輪以上 貨物自家用	4,000円/年												
宿泊料が8,000円以上	150円/人												
宿泊料が5,000円以上8,000円未満	130円/人												
宿泊料が5,000円未満	80円/人												
公共施設	■ 図書館、公民館、体育施設、観光施設、集会施設等については、現在あるものをそのまま使用していきます。使用料については、建築年度や施設規模に違いがあるので、当分は今までどおりとします。ただし、使用時間や減免措置の適用範囲など、統一できることは、今後、合併までに話し合いを重ね、決まり次第、協議会だよりやホームページで皆様にお知らせします。 また、類似施設は「霧島市〇〇」に続く呼称をなるべく統一します。												



社会基盤編

道路整備関係



■道路関係の整備は、現行の各市町の実施計画等を尊重し、新市まちづくり計画実施計画として、財政計画と整合させながら、現在、合併後の3か年計画を策定中です。(P27～P28参照)
新市の均衡ある発展に資するため、合併特例債(道路、橋、公園、学校などの建設の経費に充てられます。)の活用も見込みながら、緊急性、必要性を考慮し、逐次整備していきます。

土地区画整理関係

■現在実施中の土地区画整理事業は、継続事業としてそのまま、新市に引き継ぎ、実施していきます。

ケーブルテレビ

■溝辺町で実施している事業は、新市に引き継ぎ、平成19年度までは現行のとおりに運営します。なお、平成20年度以降の運営方法については、新市において調整します。
ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整します。

コミュニティバス (巡回バス)

■コミュニティバス事業については、今までどおり事業を実施します。なお、合併後は、速やかに広域的視点に立って、市民の要望意見等を十分反映させ、より充実を図ります。また、福山町乗合自動車運送事業については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後は、速やかにコミュニティバス事業への移行を検討します。



新市総合計画

■新市総合計画については、合併後速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定します。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定します。

生活環境編



自主防災・防犯組織

■「自分たちの地域は、自分たちで守る」ため、自主防災組織や防犯組織の活性化を図ります。引き続き、各組織ごとの研修会の実施や鹿児島県防災研修センターとの連携を強化します。

交通安全対策 交通災害共済

■年々増加傾向の交通死亡事故対策として、交通安全教育の充実を図るため、交通安全専門指導員を増員します。合わせて、交通指導員の養成や交通安全施設(カーブミラーなど)の設置を促進します。
交通災害共済(一元保険)掛け金は、500円で統一します。死亡の場合の給付金は100万円とし、その他入院見舞金などは1市6町間で一番高い額を採用します。

消防団組織

■消防団は、風水害対策や初期消火に迅速に対応するため、現在のまま7団体制で、住民の生命、財産を守ります。なお、合併後4年以内に指揮命令系統のあり方や団員確保対策等を念頭に、組織の見直しを行います。

防災行政無線

■防災行政無線の整備されている町は、現行のとおりに新市でも災害対策や行政情報の伝達手段として、有効活用します。

有線放送

■行政情報の伝達や地域コミュニティの連絡方法として、有線放送(ワイヤレス放送システム含む)を活用する地域へは、補助制度を継続していきます。

ごみ



■ごみの出し方(収集品目、収集回数、排出先等)は、当分の間、現行のとおりにします。ただし、資源ごみの収集品目については、新市において調整し、時期をみて統一します。
各指定ごみ袋は、当分の間、新市でもそのまま使用できます。

し尿・浄化槽

■し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおりに新市に引き継ぎます。
合併処理浄化槽の補助制度については、新市に引き継ぎます。

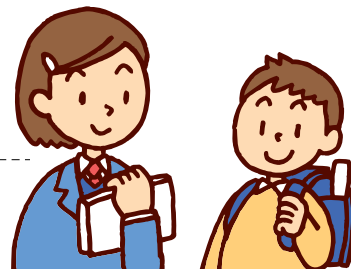
水道料金 下水道使用料



■上水道(国分市、溝辺町、隼人町)・簡易水道(横川町、牧園町、霧島町、福山町、隼人町)料金については、新市において5年間で統一します。なお、霧島町のメーター使用料については、今までどおりとし、新市において5年後廃止する方向で調整します。
下水道使用料については、新市において5年間で統一します。

公営住宅家賃

■公営住宅の家賃については、合併までに決定します。なお、家賃は、今までと同じような金額になる見込みです。特定公共賃貸住宅については、今までどおりとします。



教育文化編

学校施設整備

- 現在の各市町の学校施設整備計画を尊重しながら、新市全域の均衡のとれた教育環境整備を目指します。

学校給食

- 給食費は、当分の間、今までどおりの金額です。また、現在は国分市がそれぞれの学校で給食をつくり、他の6町は給食センターでつくっていますが、施設もしばらくは現在のまま使用します。

ALTの活用

- 市内全域の中学校へALT(英語指導助手)を派遣します。また、小学校についても、できるだけALTを派遣できる体制を目指します。

教育相談機能 (スクールカウンセラー)

- 心の教育を支援するため、関係機関と連携し、早期に不安や悩みを解消できるように、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置します。

通学区域 遠距離通学費 スクールバス

- 合併する前に、通学区域見直し要望のある地域へは、アンケート調査を実施します。
遠距離通学費補助金(対象者は原則として通学距離が小学生4キロ以上又は中学生6キロ以上の児童・生徒)は、スクールバスとの整合性を図るため、公共交通機関利用者等へ全額を補助します。
現在、スクールバスを利用している地域は、従来どおりバスを運行します。



図書館ネットワーク 整備



- 国分、隼人の両図書館を核として、全市民がすべての図書館(室)を利用できる体制をつくります。将来的に図書館相互のネットワーク化を図り、共通の検索システムなどを導入します。図書館や拠点公民館図書室に遠い小学校へは、移動図書館車で新刊図書などを届けます。

幼稚園

- 幼稚園の保育料は月額4,500円(協議中)、入園料は無料で統一します。

生涯学習ボランティア の活用

- 学んだことを活かすまちを目指し、生涯学習講座修了生などのボランティア登録制度を充実します。また、コーディネーター(学びたい人と教えたい人との仲を調整する人)を配置し、学び合い、支え合うまち、学ぶ楽しみ、参加する喜びを分かち合うまちをつくります。

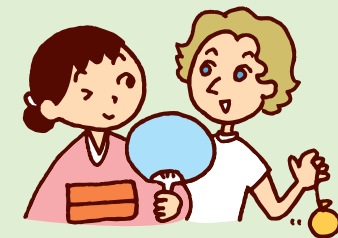
市民講座

- 従来どおり旧市町ごとに公民館教室を実施します。さらに、市内の大学等と連携を図った「市民大学」や視聴覚センターを核としたパソコン講座も実施します。

市民運動推進

- 姉妹都市交流、あいさつ運動、花いっぱい運動、ボランティア活動などを、新市全域で積極的に展開できる推進体制を整備します。特に、国立公園を抱える新市においては、水と緑と自然を守る環境浄化運動に、市民一体となって取り組みます。

青少年健全育成



- 夏休みや冬休みを利用した自然体験活動やボランティア体験活動を、従来どおり実施します。夏休みは3コースとし多様な活動内容を取り入れ、新市全域から希望コースを選択して参加できるようにします。また、合併記念事業として「青少年ふるさと発見事業」を実施します。
各市町の現行の姉妹盟約を生かした交流事業を中心に、青少年の海外派遣事業を引き続き実施します。現時点では、韓国等との相互交流、アメリカへのホームステイなどを検討しています。

文化財 郷土芸能保存

- 国、県、市町の指定文化財はもちろん、地域に根ざした伝統ある郷土芸能などもすべて新市に引き継ぎます。特に、郷土芸能は発表の場の確保や、後継者確保対策など積極的に支援します。

スポーツ大会

- 新市では、地域ごとのスポーツ大会も従来どおり開催します。地区公民館対抗等の競技で開催内容等が類似しているものは、平成18年度から旧市町間の交流を視野に入れ、新市の一体感を高めるよう工夫します。





保健福祉編

保育園・保育料

- 現在ある公立、民間保育施設をそのまま使用していきます。
保育料については、国の基準等を参考に平成19年度をめどに統一します。

放課後児童クラブ

- 保護者が就労により昼間いない家庭の、概ね10歳以下の児童を対象に授業終了後に適切な遊び・学習・生活の場を提供し、健全な育成を目的とする事業は、引き続き実施します。

乳幼児健康支援 一時預かり

- 保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育が困難な時期に保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業は、引き続き実施します。

児童手当助成

- 一定の条件の児童を養育している世帯に手当を支給し、生活の安定と児童の福祉の向上を目的とする事業は、引き続き実施します。

乳幼児医療費助成

- 乳幼児の疾病の早期発見、早期治療の促進と、乳幼児の健康増進のために、医療費を助成する事業は、引き続き実施します。

母子・寡婦福祉協議会

- 母子・寡婦福祉協議会の活動の活性化を経済面で支援する目的で、補助金を交付している制度は、引き続き実施します。

ひとり親家庭の 医療費助成

- ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を目的とする医療費を助成する事業は、引き続き実施します。

国民健康保険

- 短期被保険者証(保険税の納期限を過ぎて、督促を受けても保険税を納めない人に対して交付される、有効期限が短い保険証)は、新市でも該当者に発行します。
納期限を1年間過ぎても保険税を納めていない人に対し、通常の保険証と引換えに交付される資格証明書(医療費が全額被保険者の負担となるもので、後に本人からの申出によりその7割を支払うもの)は、新市でも該当者に発行します。
人間ドックの助成は、新市においても実施します。
保険証のカード化(世帯単位ではなく個人単位に保険証を発行すること)は、新市において検討します。



高額療養(医療)費

- 高額療養(医療)費(被保険者が1か月に保険診療費として支払った額が、基準を超えると申請によりその超えた額を支給する制度)は、新市でも実施します。

病院事業



- 医師会医療センター(隼人町)、土曜休日夜間診療所(国分市)については、新市地域医療の核として位置づけ、身近な医療機関の充実を図ります。
新市の医療体制の充実を図るため、医師会、保健・福祉関係機関との連携を強化します。

結核レントゲン検診

- 旧市町の区域ごとに、従来どおりレントゲン車が巡回して検診を実施します。

予防接種

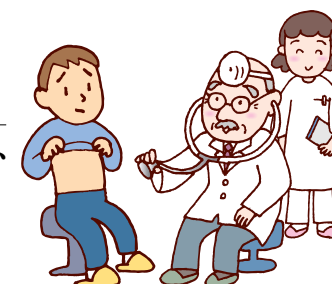
- 赤ちゃんや子どもたちの健康維持のため、ポリオ・ツベルクリン反応検査・BCG・三種混合・麻しん・風しん・日本脳炎等の予防接種を従来どおり実施します。
満65歳以上の方には、インフルエンザの予防接種を従来どおり実施します。
また、住民の方々が受けやすい個別接種化の体制づくりに努めて行きます。

母子健診・ 集団歯科健診

- 乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・集団歯科健診等は、従来どおり実施します。

基本健康診査

- 新市でも、早期からの生活習慣病の予防のために、各総合支所で実施します。



各種ガン・その他の検診

- 新市でも、各総合支所で実施します。ただし、個人負担・実施体制等については、受診しやすいように、現在協議中です。

生活保護

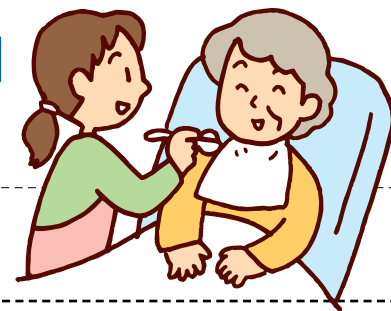
- 生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施します。

法外援護災害

- 国又は県の災害救助法の適用を受けない場合、必要な法外援護をする制度は、引き続き実施します。

災害弔慰金、見舞金

- 災害により死亡された住民の遺族の方に弔慰金^{ちやうい きん}を、障害を受けられた方に災害障害見舞金^{ちやうい きん}を支給する制度は、引き続き実施します。



保健福祉編

「食」の自立支援事業
(老人給食)



■ 食事づくりが困難な概ね65歳以上の1人暮らしの世帯及びこれに準ずる世帯の方に年中無休、昼と夜の配食サービスを行います。(地域ケア会議の審査によりその人に必要な回数が決まります。)

家族介護用品の支給

■ 在宅高齢者(要介護者・重度心身障害者等)を介護している家族の方に、紙おむつ・尿取りパット等を支給します。

温泉保養券・はり灸
アンマ券

■ 高齢者(支給年齢については協議中)・重度心身障害者等の方に、温泉保養券・はり灸アンマ券を交付するよう協議中です。

在宅介護支援

■ 生きがい対応型デイサービス・生活支援型ホームヘルプサービス等は、引き続き実施します。

介護予防

■ 介護予防教室(転倒骨折予防教室)等は、引き続き事業を実施します。委託先は在宅介護支援センターを基本とし、各総合支所の事情に応じて委託します。

介護保険

■ 平成17年度までは、現在の各市町で定めた介護保険料が適用され、17年度中に介護保険事業計画をつくり、新たな介護保険料が決まります。認定申請は、いずれの総合支所においてもできるようになります。

老人ホーム

■ 現在1市2町にある舞鶴園(国分市)、長安寮(横川町)、春光園(隼人町)の3施設は従来どおり新市で運営されます。

福祉バス

■ 現在運行されている地域(溝辺町、福山町)については、引き続き運行します。なお、今後は広域的な視点に立ち、市民の方々の要望を取り入れ利用者の範囲を広げ、コミュニティバスとして運行するよう協議中です。

民生委員児童委員

■ 従来どおりの身近な民生委員児童委員として気軽に相談ができます。

老人クラブ

■ 老人クラブへの支援体制は、引き続き実施します。組織については、現行組織を活用し、支部単位の活発な活動が展開されるよう今後も支援します。

長寿者褒賞
(敬老金等)

■ 長寿者褒賞(敬老金等)は引き続き実施されますが、支給方法は節目支給になります。

重度心身障害者の医療
費助成

■ 重度心身障害者(1・2級の身体障害者手帳保持者等)の医療費を助成する事業は、引き続き実施されます。ただし、医療機関の証明手数料助成については協議中です。

身体障害者居宅支援

■ 身体障害者が自宅において日常生活を営むためのホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所のサービスは、引き続き実施、利用できます。

知的障害者居宅支援

■ 知的障害者が自宅において日常生活を営むためのホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所のサービスは、引き続き実施、利用できます。

障害児(身体・知的)
居宅支援

■ 知的障害児が自宅において日常生活を営むためのホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所のサービスは引き続き実施、利用できます。

知的障害者
施設訓練等支援

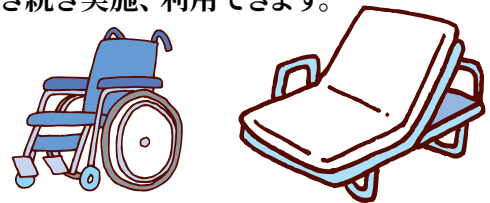
■ 特別な医学的治療、生活訓練、職能訓練を受けることが必要な方が知的障害者更生援護施設に入所又は通所してリハビリテーションを受けるサービスは、引き続き実施、利用できます。

知的障害者施設入所者
医療費給付支援

■ 更生施設や授産施設に入所されている知的障害者の健康維持のため医療費助成を受けるサービスは、引き続き実施、利用できます。

障害者日常生活用具

■ 在宅の身体障害者、重度身体障害者の方が日常生活を営むための生活用具の給付、貸与を受けるサービスは、引き続き実施、利用できます。



精神障害者居宅生活支援

■ 精神障害者が日常生活を営むためのホームヘルプサービス、デイサービス、施設(グループホーム)入所のサービスは、引き続き実施、利用できます。

障害者福祉計画

■ 障害者(児)又は、家庭にとって住みよい環境、積極的な社会参加等を盛り込んだ福祉計画を新たに策定し、より充実した障害者施策ができるようにします。

産業経済編



企業誘致

- 雇用の場を確保するためには、企業誘致は欠かせない事業であり、新市においても積極的に推進していきます。また、誘致企業への優遇制度(固定資産税の減免・雇用促進補助費等)については、合併までに統一した優遇制度を設けます。

消費者行政

- 消費者行政(クーリングオフ・悪質な訪問販売等への相談)については、相談者のプライバシーの保護と、複雑多様化する手口に対応するため、消費生活専門相談員の常駐する「消費生活センター(仮称)」を設置し、より専門的な相談体制を整備します。

商工会議所 商工会

- 商工会議所、商工会については、合併後もそれぞれの業務を行っていきます。また、商工会については、合併に向けた検討を尊重し、将来的に統合が進められるよう支援していきます。

観光イベント 伝統行事



- 現在1市6町で実施している観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないよう新市でも開催します。ただし、内容、期日等が類似しているもの等については、合併後に統合も含め効率的なイベントの開催方法を検討していきます。

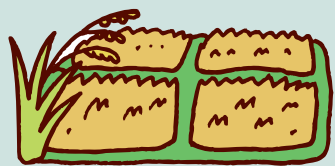
ミス(観光宣伝大使) 運営事業

- 現在1市6町でミス(観光宣伝大使)は4市町で9名います。新市でも観光の振興と新市のPRのために選考します。ただし、男女共同参画の観点から選考の方法や名称等を今後検討していきます。

第三セクター

- 霧島神話の里公園については、新市においても今までどおり運営します。

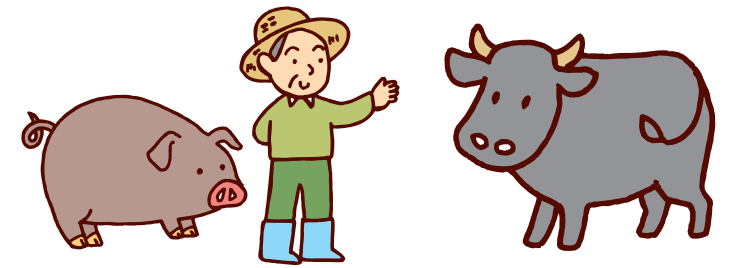
農業関係



- 農業振興地域整備計画は、各市町の計画書を基本に、新しく整備計画書を作成します。
認定農業者・新規就農者・農業後継者の育成支援事業を推進し、農業制度資金(単独事業含む)は、引き続き実施します。
地域水田農業ビジョンによる水稻作付け計画は、旧市町単位で作成し、実施していきます。環境に配慮した農家(エコファーマー)育成を推進します。
鳥獣被害防除事業により農作物の被害防止を行います。

畜産関係

- 環境との調和を図るために、「パドック牛舎建設事業」、高齢者・女性が安心して飼育ができる「共同出荷事業」、商品価値を高める「子牛の削蹄事業」、優良牛(高育種価、郡保留牛)の県外流出防止のための「導入・保留補助事業」、さらに旧市町単位で「共進会」を実施し、「霧島牛の銘柄」確立を推進していきます。
優良種豚(黒豚)導入事業等は、従来どおり実施します。

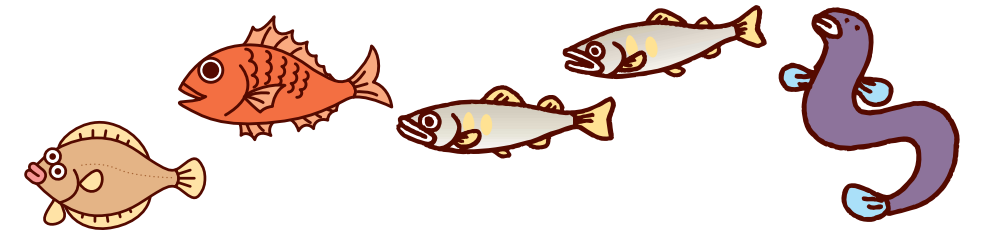


林業関係

- 治山事業等を中心に災害の未然防止に努め、間伐の実施や林道等の整備により森林の保護、整備を推進していきます。有害鳥獣捕獲対策事業により、林産物等の被害防止を行います。

水産業関係

- 水産業については、海・河川への稚魚の放流事業などを、今までどおり実施します。また、海や河川の環境保全を図りつつ海面、内水面漁業の振興を推進します。



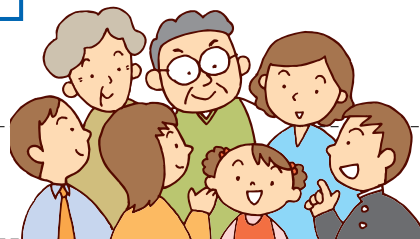
耕地関係

- 耕地については、農業農村整備事業(田畑の整備・農道整備・農業用排水施設整備等)を中心に実施します。なお、継続事業の受益者負担金の割合については、変更ありません。新規事業の受益者分担金の割合は、合併までに決定します。

土地改良区関係

- 土地改良区については、合併後も従来どおりの事業(畑地かんがい・用水路等)を行っていきます。また、土地改良区の事業についても今までどおり支援していきます。

コミュニティ編



自治会 行政連絡機構



- 自治会や公民会、地区公民会などの組織は現行のとおりです。ただし、各コミュニティ組織の呼称は、合併までに統一します。

例(今後、関係団体と協議)

旧小学校区単位等の地区組織を「地区公民会」

現在の公民会、自治公民館などを「自治会」

また、主に公民会などへ委託している、行政からの文書配布やアンケート回収などの業務も従来どおりとします。ただし、委託料の額は、2年間かけて統一することとし、それまでは現行どおりの算定方法で支払います。

前納報奨金 納税奨励金

- 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止となります。
納税組合に交付している奨励金は、合併後の平成17年度から廃止となります。

コミュニティ施策 (まちづくり)



- 地域コミュニティ活動を積極的に支援するため、従来の運営補助金とは別に、自治会等を対象にした新たな補助制度を導入します。なお、運営補助金は、2年間かけて統一することとし、それまでは現行どおりの算定方法で支払います。
そのほか、新市のまちづくり推進要綱に基づき、新市全域で各地区ごと(現在の地区公民会等の単位)に「地域振興計画」を定め、特色ある地域づくりを推進できる体制を整備します。

地域審議会

- 旧市町の区域ごとに、地域審議会を概ね10年間設置します。各審議会は、委員15名以内をもって構成し、市長の諮問に応じて新市まちづくり計画の変更や執行状況について審議し、答申したり、予算編成の際の事業等に関する要望やその他必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

男女共同参画

- 男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画計画を速やかに策定します。

人権擁護

- すべての市民が人権問題について、正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神に徹し、差別や偏見のない社会を構築します。具体策として、各地域ごとの人権に関する講演会やセミナー等を開催します。
人権推進体制の整備・人権教育・啓発の基本計画策定が必要であることから人権教育のための行動計画を新市において速やかに策定し、人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

行財政編



情報公開

- より開かれた市政を目指すために、市の保有する情報の一層の公開を図るとともに、個人の情報を守るために情報公開条例及び個人情報保護条例を制定します。

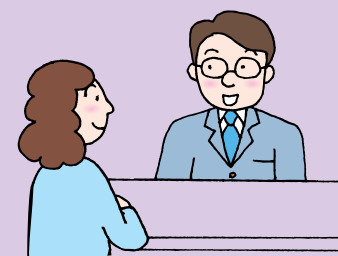
広報

- 従来どおり紙面による広報(毎月発行される広報紙など)や、防災行政無線や有線放送などによる情報伝達などを中心に約600km²の範囲をカバーします。また、新市スタートと同時にホームページを公開し、自宅や各公共施設から行政のあらゆる情報が検索できる仕組みをつくります。

行財政の効率化 (行政評価)

- 行政が行う様々な施策や事務事業などを評価するシステムを構築し、効果的かつ効果的で市民に開かれた行政運営をします。
行政の効率化と活性化を図るため行政改革大綱を策定し、行政改革を進めます。

各種証明書 (住民票、印鑑証明等)



- 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう従来どおり実施します。
印鑑登録証(住民カードを含む)については、新しい市民カードに、合併後随時、切り替えることとなります。なお、切り替えの手数料については、無料です。
新しい市民カードは、暗証番号を登録されることにより、自動交付機で、住民票、印鑑証明及び税証明(一部)の交付が可能になります。
自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については新市に引継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討します。

投票所、選挙区



- 投票所の場所は、基本的にはこれまでと変わりません。今後住民の利便性を考慮しながら再編できるものについては調整していきます。
不在者投票・期日前投票は、従来どおり各総合支所(これまでの市役所、各役場)でできます。
合併後最初の市議会議員選挙は、選挙区(旧市町単位)を設置します。なお、特例適用後の選挙からは、選挙区は設置しません。また、農業委員会委員選挙については、旧市町単位で選挙区を設置します。

合併協定項目については、全ての調整方針が整いましたので、その一部の概要を掲載します。

合併協定項目



—事務事業調整の原則—

- 事務事業調整については、以下の基本的な6つ原則に基づき調整しています。
- 1. 新市に移行する際、各種証明書の発行や各種申請書の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活にかかる事項については、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
 - 2. 現在行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を原則低下させることなく、住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
 - 3. 地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないように努める。
 - 4. 新市において健全な財政運営に努める。
 - 5. 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
 - 6. 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

合併協定項目協議状況

区分	番号	協 定 項 目	調 整 方 針
基本的事項	1	合併の方式	新設合併（対等合併）
	2	合併の期日	※平成17年2月14日（※状況によっては、今後協議により変更する場合があります。）
	3	新市の名称	霧島市
	4	新市の事務所の位置	当面、総合支所方式（本庁：現国分市役所）とする。
	5	財産の取扱い	全ての財産、公の施設、負債を新市に継承する。
合併特例法に定める事項	6	新市まちづくり計画	新市まちづくりの基本方針、根幹的事業、公共施設の統合整備、財政計画で構成する。
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	新市の定数は34人とするが、合併後最初に行われる選挙は、定数特例（定数48人）で1回限りの選挙区設定を行う。
	8	地域審議会の設置	旧市町ごとに地域審議会を設置する。
	9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	平成17年7月19日まで在任特例を適用、その後選挙による委員定数は40人、旧市町単位で選挙区を設置する。
	10	地方税の取扱い	個人市民税は、現行のとおりとする。軽自動車税の納期は、5月1日から5月31日までとする等
	11	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。
その他の事項	12	特別職の身分の取扱い	市長、町長、助役、収入役等の特別職は、合併前日に失職する等
	13	条例、規則等の取扱い	各種事務事業の調整内容に基づき、整備する。
	14	事務組織及び機構の取扱い	新市の組織及び機構の基本方針を策定する。
	15	一部事務組合等の取扱い	国分地区消防組合は、解散し新市で直轄事業として実施する等

その他の事項	16	使用料、手数料等の取扱い	使用料は、原則として現行のとおりとする等
	17	公共的団体等の取扱い	新市の速やかな一体性を確保するため公共的団体等の統合調整に努める。
	18	補助金、交付金等の取扱い	公共的必要性・有効性・公平性の観点からそのあり方を検討し、調整する。
	19	町名・字名の取扱い	町・字の区域については、現行のとおりとする等
	20	慣行の取扱い	市章、市の花・木等は、新市で新たに定める。
	21	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険税は、合併後平成17年度課税分までは1市6町の例による等
	22	介護保険事業の取扱い	介護保険料は、第3期介護保険事業計画により平成18年度に統一する等
	23	消防団の取扱い	1市6町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐ等
	24	自治会・行政連絡機構の取扱い	自治会等の組織及び行政との委託事務は、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25	〈各種事務事業の取扱い〉	
	25-(1)	男女共同参画事業	新市において男女共同参画計画を速やかに策定する。
	25-(2)	姉妹都市・国際交流事業	相手の意向を確認して新市に引き継ぐ等
	25-(3)	電算システム事業	合併時に統合し安全・確実に稼動できるように調整する。
	25-(4)	広報広聴関係事業	広報紙については、毎月発行する等
	25-(5)	納税関係事業	納税組合は、平成17年度から廃止する等
	25-(6)	消防防災関係事業	災害対策本部の組織は、行政や常備消防との整合を図り合併までに調整等
	25-(7)	交通関係事業	コミュニティバス事業は、新市に引き継ぐ等
	25-(8)	窓口業務	窓口業務は、住民サービスの低下を招かないように現行のとおりとする等
	25-(9)	保健衛生事業	乳幼児医療費助成については、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(10)	環境衛生事業	ごみの収集方法は、衛生管理組合等と協議し合併までに調整する等
	25-(11)	障害者福祉事業	国・県等の制度に基づき実施している事業は、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(12)	高齢者福祉事業	国・県の補助に基づき実施している事業は、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(13)	児童福祉事業	児童養育手当等助成事業は国分市の例により合併までに調整する等
	25-(14)	生活保護事業	新市で設置する福祉事務所において、法令に基づき実施する。
	25-(15)	その他の福祉事業	養護老人ホーム運営については、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(16)	農林水産関係事業	農業振興地域整備計画は、新市で策定する、それまでは旧市町の例による等
	25-(17)	商工・観光関係事業	観光イベント・伝統行事は、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(18)	建設関係事業	道路橋梁新設・改良事業は、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(19)	上・下水道事業	上水道・簡易水道の料金は、新市において5年間で統一する等
	25-(20)	学校教育事業	通学区域は当分の間現行のとおとし、新市において速やかに検討する等
	25-(21)	コミュニティ施策	合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度」を創設する等
	25-(22)	社会教育事業	社会教育関連施設・社会体育施設は、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(23)	情報公開制度	合併時に情報公開・個人情報保護条例を制定する。
	25-(24)	社会福祉協議会関係事業	福祉活動専門員設置事業は、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(25)	第三セクター等関係事業	霧島神話の里公園株式会社は、現行のとお市新市に引き継ぐ等
	25-(26)	病院関係事業	病院、診療所は、新市に引き継ぐ。
	25-(27)	その他事業	指定金融機関等については、合併までに調整する等

Q

合併をすると、住民票や自動車運転免許証など、いろいろなものについて住所変更などの手続きが必要になると思うのですがどうすればよいのですか？

A

結論から申し上げますと、一部のものを除き、ほとんどのものについて、住所変更の手続きは必要ありません。住民票や戸籍の記載事項も自動的に修正されることになります。

〔土地(建物)登記簿の不動産の所在〕住所変更の手続きは原則として必要ありません。

〔不動産所有者の登記〕住所変更の手続きは原則として必要ありません。法令の規定により、変更登記があったものとして読み替えます。

〔パスポート〕住所変更の手続きは必要ありません。

〔預金通帳〕一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個々には各金融機関に確認してください。

〔郵便局〕郵便番号に変更はありません。貯金通帳、保険関係、郵便配達関係での住所変更の手続きは必要ありません。

〔自動車運転免許証〕免許証の本籍・住所の変更が必要です。合併後、警察署又は、交通安全教育センターで手続きができます。なお、免許証の更新時に併せて行うこともできます。

〔その他〕国民健康保険証、国民年金手帳などは住所変更の手続きは必要ありません。



〔住所変更の必要なもの〕
建築業許可、不動産鑑定業者登録等の住所変更

Q

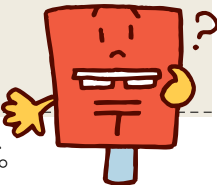
合併すると住所はどうなるのですか？

A

- これまでの国分市については、「国分市〇〇」が「霧島市国分〇〇」になります。
- これまでの溝辺町については、「始良郡溝辺町〇〇」が「霧島市溝辺町〇〇」になります。
- これまでの横川町については、「始良郡横川町〇〇」が「霧島市横川町〇〇」になります。
- これまでの牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」が「霧島市牧園町〇〇」になります。
- これまでの霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」が「霧島市霧島〇〇」になります。
- これまでの隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」が「霧島市隼人町〇〇」になります。
- これまでの福山町については、「始良郡福山町〇〇」が「霧島市福山〇〇」になります。

ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山△△△番地」になります。

※町・字の区域については現行のとおりです。



Q

職員数を減らしたら、サービスは低下しませんか？

A

職員の削減は、管理部門を中心に行うことになり、サービスに直接携わる部門の職員は、原則として減らしません。逆に、今まで単独ではできなかった専門職員の配置や専門部署の設置ができるようになりますので、サービスの質を向上させることができると考えています。



Q

住民の声が届きにくくなりませんか？

A

新市においては、住民の声を施策に反映していく手段の1つとして、旧市町単位で「地域審議会」を設けることで、「新市まちづくり計画」に基づいて、バランスのとれたまちづくりが進められているか審議し、市長に意見を述べる事が可能になります。



Q

税金の納期はどうなりますか？

A

新市においては下記のとおりとなります。

税 目	賦課期日	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市民税	1月1日	4期			★		★		★			★		
固定資産税 (都市計画税)	1月1日	4期		★		★					★		★	
軽自動車税	4月1日	1期		★										
国民健康保険税	4月1日	8期				★	★	★	★	★	★	★	★	

20

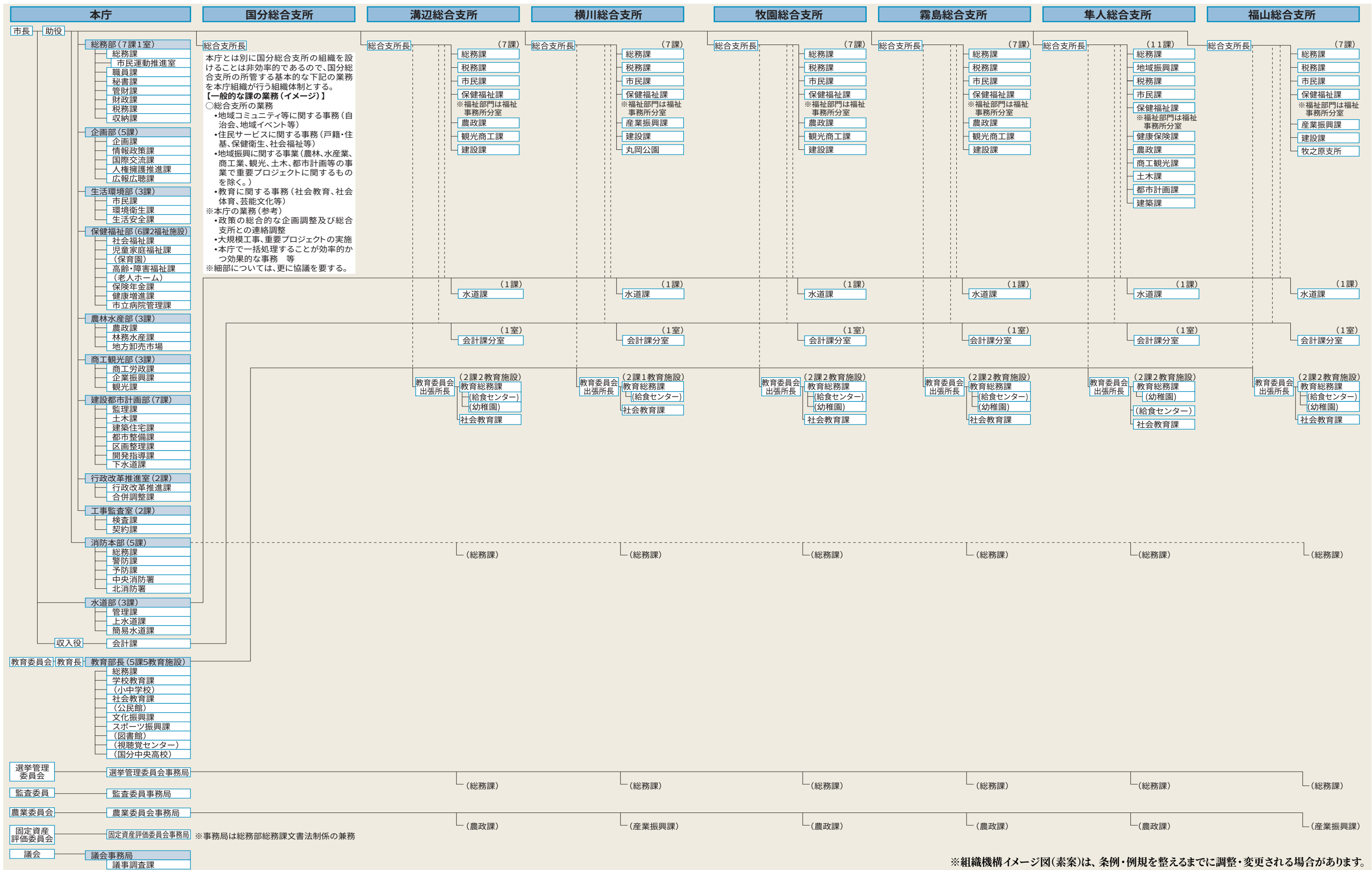


新しい市役所の事務組織や機構はどうなりますか？



新市の組織図は下記のようにイメージしています。

▼ 霧島市組織機構イメージ図(素案)



※組織機構イメージ図(素案)は、条例・例規を整えるまでに調整・変更される場合があります。

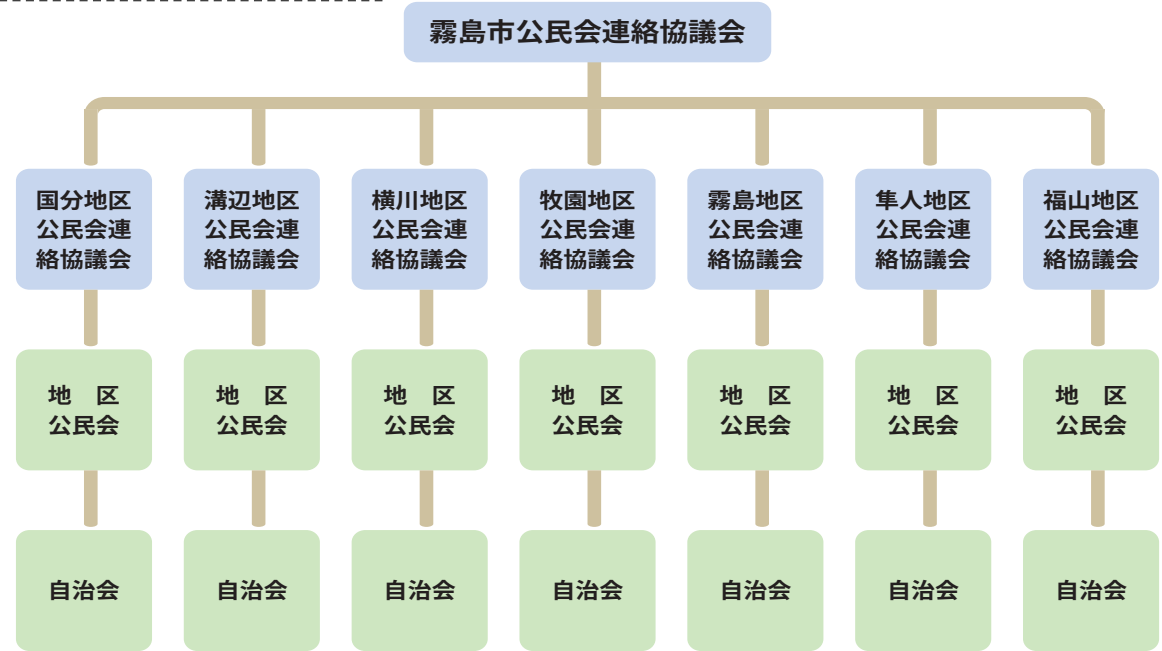


合併したら自治会・コミュニティ組織はどうなりますか？

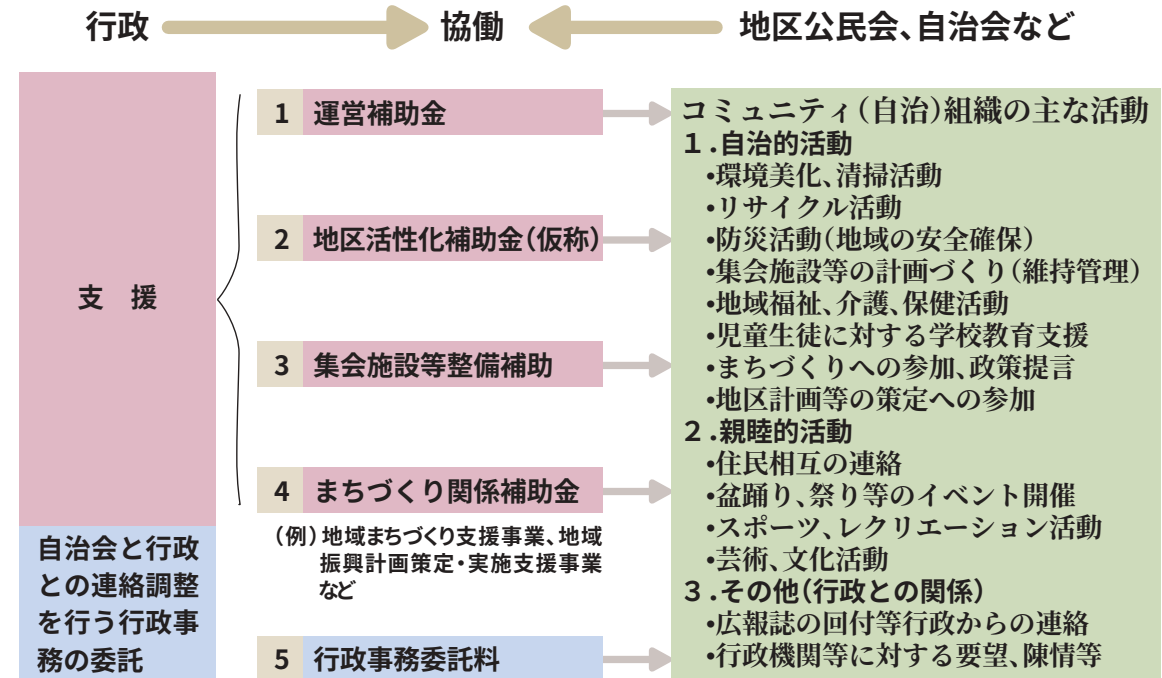


自治会などの組織は、今までと変わりませんが、規模や区域を見直す場合は、地域の自主性に委ねます。また、名前などの取り扱いは合併までに関係団体と協議し、調整します。
新市の旧区域ごとのコミュニティ組織体系図は、次のようにイメージしています。

コミュニティ組織全体イメージ

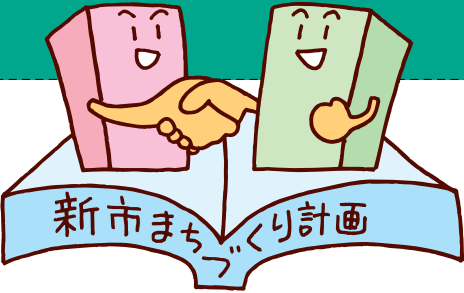


地区公民会、自治会と行政との関連図



地域の課題を住民と行政が共に担い合う社会を創造していく

「合併という究極の行政改革により、新市まちづくり計画が可能になります。」



市役所内の管理部門関係の経費削減や、特別職、議員等の定数減及び職員数の削減による人件費の削減など合併という究極の行政改革によってスリムで効率的な行政を実現し、ここから生み出される余剰財源並びに国や県からの財政支援を最大限に活用し、まちづくりの課題の解決や将来的に一層高度化する行政サービスへ対応し、住民生活を向上させることを具体的に示したものが、「新市まちづくり計画」です。

新市まちづくり計画の主要事業を行うには、「合併特例債」という地方債(借金)を借り入れることになりますが、その返済金については、合併効果で節減できる財源を充てるほか、返済金に対して地方交付税という形で70%が国から財源補完されます。したがって、新市の財政にあまり負担をかけずに、単独ではできない事業、あるいは長期にわたって計画しなければ実施できない事業が、速やかにできるようになります。

国の三位一体改革による地方交付税の大幅削減による影響

新市まちづくり計画の普通建設事業費の総額は、昨年11月に平成14年度決算を基に算出した結果、概要版でお示したとおり、10年間で1,487億円(内合併特例債は400億円)と試算していました。その後、国の三位一体改革により、地方交付税の大幅削減などにより、普通建設総事業費や合併特例債も1～2割程度削減しなければ健全財政運営ができなくなる状況になっています。

* 普通建設事業費とは、土木・建築事業に要する経費のことで、主なものに道路や学校、橋、公園建設のための経費があります。

新市まちづくり計画とは

新市の将来進むべき方向を示し、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、1市6町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市の均衡ある発展を図ろうとするものです。

この計画は、住民アンケート結果や住民参画による「まちづくりフォーラム」の提言を基に、各市町の総合振興計画の精神を受け継いで策定したものです。

新市まちづくり計画施策一覧

施策一覧は、新市まちづくり計画に基づき、合併後10年間にどの分野でどんな事業をし、どれくらいの予算が使われるかを示すものであり、事業費については普通会計ベースの概算事業費(参考)です。

◆活力ある都市づくり◆

(社会基盤の整備) 840億円

【河川及び周辺の整備】

- 河川整備事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 治山事業
- がけ地近接等危険住宅移転事業

【空港・港湾・道路・交通体系の整備】

- 国・県道整備事業
- 街路事業
- 生活関連道路整備事業
- 橋梁整備事業

【市街地整備】

- 土地区画整備事業
- JR駅周辺整備事業

【情報通信基盤の整備】

- 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業
- 地域イントラネット基盤施設整備事業



◆自然にやさしい都市づくり◆

(生活環境の整備) 310億円

【消防・防災体制の充実】

- 防災行政無線整備事業
- 消防防災設備整備事業

【交通・防犯対策の充実】

- 交通安全対策事業
- 防犯対策事業

【消費者保護】

- 消費者行政相談員設置事業

【公園・緑地の整備】

- 公園整備事業
- 公園施設管理事業

【海岸・松林の整備】

- 景勝松林樹幹注入事業
- 森林病虫害等防除事業



【ごみ処理体系の確立及び施設整備】

- 資源ごみ中間処理・保管業務委託事業
- 衛生管理事業

【上水道・簡易水道の整備等】

- 上水道・簡易水道事業
- 配水本管新設及び更新事業

【污水处理施設の整備】

- 公共下水道事業
- 浄化槽設置整備事業

【自然保護・環境保全・美化活動】

- 棚田保全整備事業
- 環境衛生整備事業

【墓地の整備】

- 墓地公園整備事業

【定住促進・住宅の整備】

- 公営住宅等整備事業
- 宅地造成事業(新規)

◆育み磨きあう都市づくり◆

(教育文化の振興) 340億円

【学校教育の充実】

- 特色ある学校づくり事業(新規)
- 学校施設整備事業

【地域文化の振興】

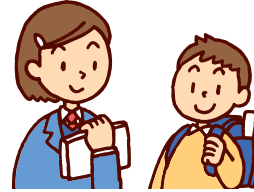
- 芸術文化振興事業
- 文化施設利用促進事業

【伝統文化の保存・継承】

- 文化財等整備事業
- 郷土芸能保護育成事業

【生涯学習の推進】

- 市民講座学習推進事業
- 社会教育振興事業



【体育・スポーツの振興】

- 総合体育館整備事業
- 地域総合スポーツクラブ育成事業
- スポーツ施設利用促進事業

【青少年健全育成】

- 青少年健全育成事業
- 青少年国内外派遣事業

◆たすけあい支えあう都市づくり◆

(保健福祉の充実) 770億円

【保健予防対策の充実】

- 感染症予防事業
- 地域包括ケアシステムの構築(新規)
- 保健センター整備事業

【医療体制の充実】

- 病院事業
- 医師会医療センター整備事業

【社会福祉の推進】

- 社会福祉推進事業
- ボランティア活動支援事業



掲載事業については、各市町の10か年計画や新規事業等の中から主な事業だけを掲載しており、具体的な事業実施計画は次ページに示す新市まちづくり計画の実施計画により策定中です。

【高齢者福祉の充実】

- 在宅介護支援センターと地域ケア会議の充実
- 緊急情報体制等整備事業

【障害者(児)福祉の充実】

- 障害児福祉事業
- 知的・身体・精神障害者福祉事業

【低所得者福祉の充実】

- 就園奨励事業
- 雇用・勤労者福祉対策事業

【介護保険サービスの確保・充実】

- 介護保険事業

【国民健康保険事業】

- 国保総合健康づくり支援事業

【公共施設等のユニバーサルデザイン化】

- ユニバーサルデザイン推進事業(新規)

【健康づくりの推進】

- 健康づくり推進事業
- 老人保健事業

【子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実】

- 児童手当支給事業
- 子育て支援対策事業

【母(父)子福祉の充実】

- ひとり親家庭医療費助成事業
- 母子寡婦父子福祉事業

【母子保健の充実】

- 母子保健事業



◆産業ふれあいの都市づくり◆

(産業経済の振興) 150億円

【商工業の振興】

- 商店街等活性化推進事業
- 異業種交流促進事業(新規)

【農林業の振興】

- 農林業振興事業
- 地産地消推進事業

【水産業の振興】

- 海面環境保全事業
- 内水面漁業振興事業

【観光・レクリエーションの振興】

- 新市の観光商品開発事業(新規)
- 市民総ぐるみおもてなし事業(新規)



◆住民参画の都市づくり◆

(コミュニティの推進) 15億円

【住民参画の推進】

- 地域まちづくり支援事業
- 地域振興計画策定・実施支援事業

【自治会活動の促進】

- 地区公民館づくり拠点施設整備事業(新規)

【ボランティア活動の促進】

- ボランティア活動支援事業

【地域づくりの推進】

- 地域審議会の設置(新規)
- 地区まちづくり推進体制整備事業(新規)

【人材育成・人材発掘の促進】

- 異業種間交流事業
- 人材育成研修事業

【各種交流の推進】

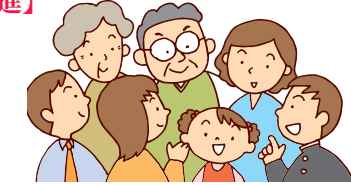
- 国際交流推進事業
- 国際交流のまちづくり推進事業

【人権教育・啓発の推進】

- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定
- 人権同和教育推進事業

【男女共同参画の推進】

- 男女共同参画計画の策定
- 男女共同参画条例制定に向けた調査研究



◆健全な行財政組織の都市づくり◆

(行財政の効率化等) 10億円

【行財政の効率化】

- 行政評価制度構築事業
- 行政改革大綱策定

【情報公開】

- 情報公開・個人情報保護制度確立事業

【行政広報】

- 広報活動・ホームページ等整備

【庁舎等施設・設備の整備】

- 庁舎管理・改修事業
- 庁舎利用促進事業

【行政サービスの機能強化】

- 郵便局等との連携強化

【財政支援措置の活用】

- 特例債基金活用事業(新規)



新市まちづくり計画策定後、協定項目すべての協議が整い、現在、各専門部会、分科会において、「合併までに調整する事業」の協議調整を行っています。また、合併後の具体的事業計画、財政計画を併せて策定中です。ここでは、新市まちづくり計画の実施計画の概要と策定の流れをみなさまに紹介します。

新市まちづくり計画の実施計画概要

●実施計画の趣旨

この計画は、新市まちづくり計画の基本理念である「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を実現するため、時代ニーズを的確に捉え、適切な事業を選択しながら、霧島市のまちづくりの根幹となる新市まちづくり計画事業の着実な実施を目指し、各種事業についての実施計画を策定するものです。

計画の策定にあたっては、新市まちづくり計画策定後の社会・経済状況の変化、各市町の計画事業の進捗状況等を踏まえ、平成16年度予算と整合をとりながら、新市まちづくり計画の対象事業について、施策体系別・年度別に事業内容、事業費等を計上するものです。

●実施計画の期間

この計画の期間は、新市まちづくり計画の期間である平成17年度から平成26年度までの10か年のうち、新市まちづくり計画事業を着実に実施するうえで、より一層の実効性の確保を図るため、平成17年度から平成19年度までの3か年を計画期間とする実施計画を策定するものです。

なお、新市においては、この実施計画を尊重した新市総合振興計画の実施計画を策定することになります。

●財政計画

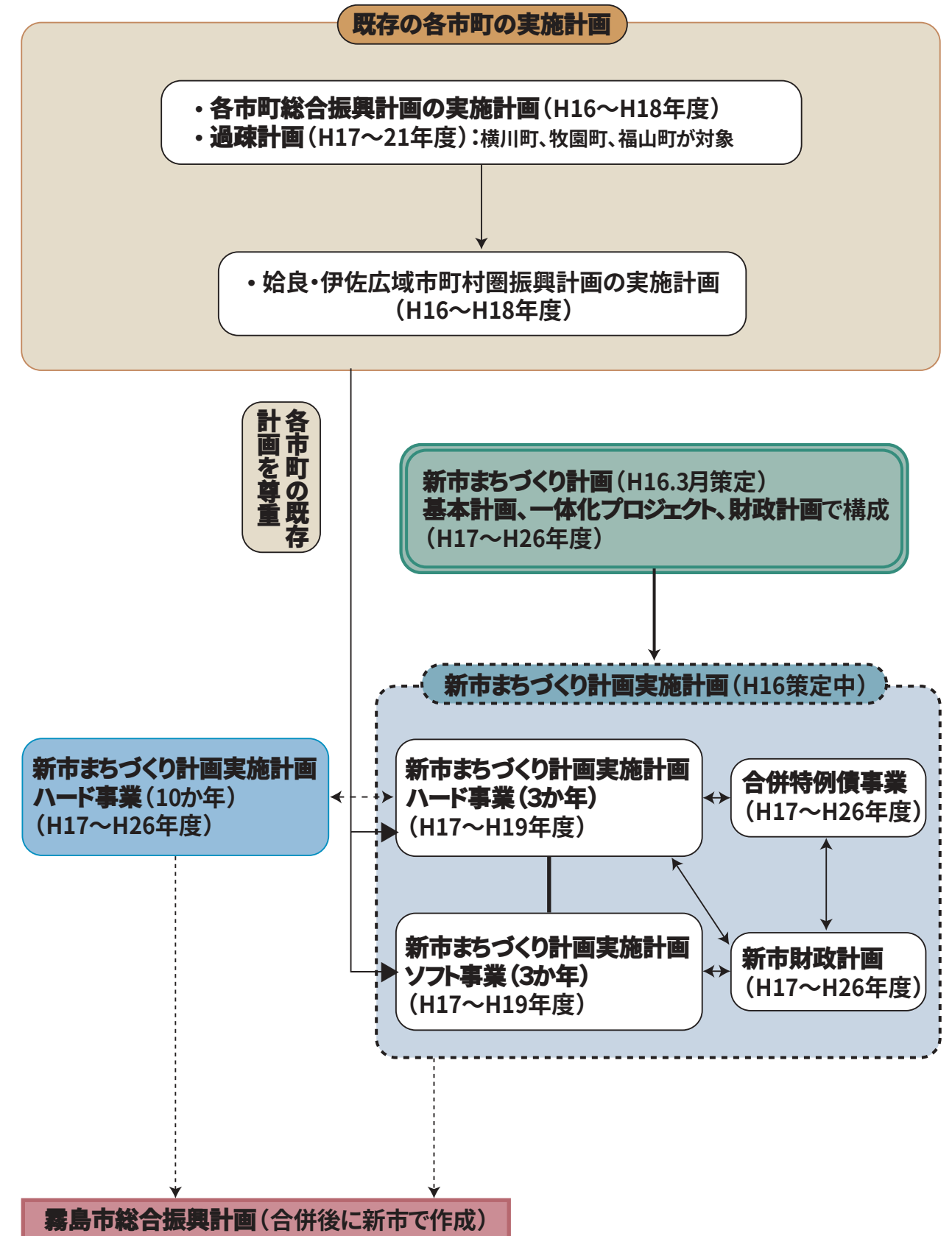
財政計画は、新市まちづくり計画策定時の財政計画を踏まえ、平成16年度予算と整合をとりながら、現行制度を基本として普通会計ベースで平成26年度までの10か年の財政計画を策定するものです。

●策定方法、策定期間

新市まちづくり計画の実施計画は、現在、策定されている各市町総合振興計画の実施計画、過疎計画（横川町、牧園町、福山町）及び始良・伊佐広域市町村圏振興計画の実施計画等の各市町の既存の実施計画を尊重し、新市の財政計画と整合を図りながら、平成16年10月を目標に策定するものです。

なお、実施計画策定の流れは、右図のとおりです。

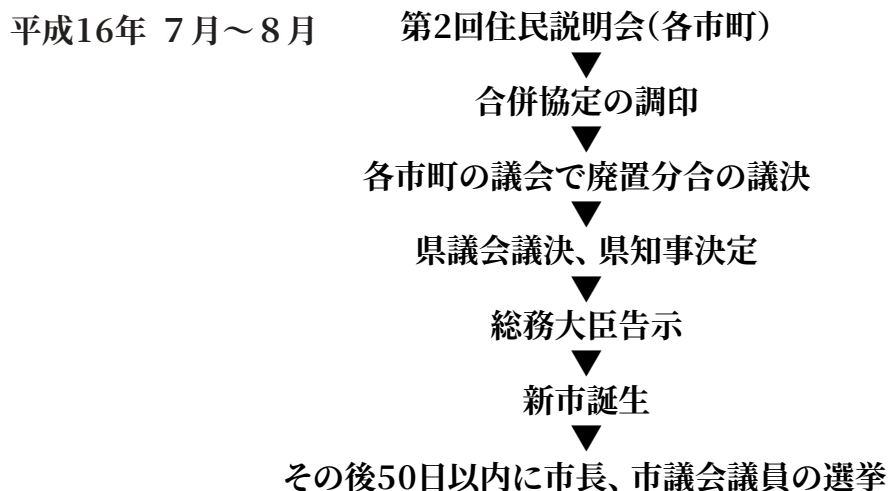
●新市まちづくり計画実施計画策定の流れ



これまでの経緯

平成13年12月28日	住民発議による1市3町合併協議会設置請求 (関係市町：国分市、霧島町、隼人町、福山町)
平成14年 3月	合併協議会設置議決（1市3町議会） 国分市、福山町：可決 霧島町、隼人町：否決
平成14年 8月 1日	始良中央地域合併研究会設立（1市8町） (関係市町：国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、栗野町、吉松町)
平成14年12月19日	始良中央地域合併研究会解散（1市8町）
平成15年 1月15日	始良中央地区合併準備協議会設立(1市6町の首長及び議長) (関係市町：国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)
平成15年 3月	1市6町法定合併協議会設置議決 1市6町全て可決
平成15年 3月31日	始良中央地区合併準備協議会解散(1市6町)
平成15年 4月 1日	始良中央地区合併協議会事務局設置(1市6町)
平成15年 5月22日	始良中央地区合併協議会 設立総会及び第1回協議会
平成15年 9月 6日	まちづくりフォーラム『よかまちサミット』提言報告会
平成15年12月10日	「新市まちづくり計画概要版住民説明会」 ～平成16年1月23日
平成16年 3月25日	第21回協議会において「新市まちづくり計画」最終案審議決定
平成16年 6月10日	第26回協議会において合併協定項目の最終審議決定

今後の流れ



始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分市役所7階
TEL.0995-64-0937 FAX.0995-64-0940

ホームページアドレス www2.airachuou-gappei.jp
メールアドレス keikaku@airachuou-gappei.jp